

令和7年度庁議報告事項

第21回庁議（令和8年2月17日）

企画部企画課
子ども教育部育成活動推進課
健康福祉部生活援護課

【件名】

債権の放棄について

【要旨】

中野区の債権の管理に関する条例第5条の規定に基づき、次のとおり債権を放棄した。

債権の名称	所管	人数 (件数)	債権額	放棄事由等
学童クラブおやつ代	子ども教育部 育成活動推進課	2人 (15件)	18,750円	時効が完成した債権について、債務者に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和8年1月22日に債権放棄した。
生活保護法第63条 返還金	健康福祉部 生活援護課	7人 (9件)	1,102,273円	債務者が破産免責決定を受けたため、令和8年1月28日に債権放棄した。
生活保護費過払金	健康福祉部 生活援護課	16人 (47件)	1,767,366円	債務者が破産免責決定を受けたため、令和8年1月28日に債権放棄した。

<p>生業資金貸付金 返還金</p>	<p>健康福祉部 生活援護課</p>	<p>1人 (1件)</p>	<p>872,259円</p>	<p>債務者が破産免責決定を受けたため、令和8年1月28日に債権放棄した。</p>
<p>奨学金貸付金 返還金</p>	<p>健康福祉部 生活援護課</p>	<p>3人 (3件)</p>	<p>1,122,400円</p>	<p>時効が完成した債権について、債務者及び連帯保証人に履行を請求したが、債務を履行する意思がないと認められるため、令和8年1月28日に債権放棄した。</p>
<p>合計</p>		<p>29人 (75件)</p>	<p>4,883,048円</p>	